使用料及び手数料条例施行規則の一部を改正する規則の概要

１　改正の理由

令和８年２月議会において、キャッシュレス化等による県民の利便性向上を図ることを目的として、各種使用料等を納入する場合における千葉県収入証紙（以下「収入証紙」という。）の利用を令和９年１２月３１日で終了するため、使用料及び手数料条例（昭和３１年千葉県条例第６号）の改正が行われた。

収入証紙の利用終了に先立って、収入証紙の販売は令和８年１２月３１日で終了することから、今般、千葉県収入証紙の種類や売りさばき等について定める千葉県収入証紙規則（昭和３３年千葉県規則第１２号）が廃止されることになった。

これに伴い、使用料及び手数料条例施行規則（昭和３１年千葉県規則第２９号）についても所要の規定の整備を行う必要が生じたため、同規則の改正を行った。

２　改正内容

（１）収入証紙の販売が終了することを踏まえた改正

①　収入証紙の販売が終了することを踏まえ、収入証紙で納入するものとされている使用料等について、現金で納入することができるよう規定の整備を行った。

②　千葉県収入証紙規則の廃止以後においても、収入証紙で納入するものとされていた使用料等について、収入証紙で納入することができるよう、所要の規定の整理を行った。

（２）収入証紙の利用終了に伴う改正

１に記載のとおり、収入証紙の利用は令和９年１２月３１日までとされていることから、収入証紙による納入方法について規定している第４条の規定を削除した。

３　施行期日

（１）①　令和８年１０月１６日

②　令和９年１月１日

（２）　令和１０年１月１日